

実務研報告

小規模農業所得の赤字と損益通算

個人の事業所得においては収支実額計算で所得を計算、申告することは実務においては定着しているが、農業所得については標準率により申告する者が多かった。

他の業種に比べて農業所得は小規模な事業者が多く記帳をする意識が低かったことなどによるのであろうか。

税務当局も標準率による申告を認めてきたが、18年1月、農業所得も収支実額で計算する旨の「農業の取引に関する記載事項等の特例について」との通達が発遣された。

かつては農業で生計を立てていた都市近郊の農家も、今は自家用中心に10～20アール程度作る兼業農家が多い。高額な農機具や倉庫もあまり使われず実額計算をすればほとんどが赤字になる。他に給与や不動産所得がある場合、赤字の損益通算はどうなるのか。

①税務当局は、値上がりを見込んで購入した土地に果樹を植樹し果実を販売した次のような場合“収支を度外視した果樹栽培”として事業所得とはいえず(雑所得)損益通算はできないと解説している。

果実の販売額	2万円
借入金利息	170万円
固定資産税	14万円
差引	△182万円
他の事業所得	1,200万円
差引事業所得の金額	1,018万円

②一方、かつては100アール(10反)程度の農業を営んでいたがサラリーマンとなり自家用の米、野菜を栽培する次のような事例は“家庭菜園的小規模農家の収穫した農産物に係る所得”として「農業所得には当たらないので申告しないように指導する」が「申告書が提出された場合は拒否せず受理する」としている。

農業標準による所得	156,000円
水稻 20アール	140,000円
野菜 2アール	16,000円
標準外経費	656,000円
(コンバインその他減価償却費等)	
差引	△500,000円
給与所得	3,000,000円
差引通算後所得	2,500,000円

当局は、農産物を販売しない程度の栽培に係るものから生じた損失は家庭菜園と同じく事業の概念に当たらず損益通算できない、との見解で、赤字申告をできるだけしないよう指導してきたが、事例②の場合のように申告書は受理する、と悩ましい取扱をしてきた。

農業所得も収支実額が原則となり今まで標準率で黒字申告していた者や赤字だからと申告していなかった者も、この際農業をやっている者は一度計算してみてもはどうだろうか。

*所得税法41条は農業所得者の収入金額は収穫したときの農産物の価額に相当する金額となっている